

## 農林航空防除事業補助金交付要領

(目的)

**第1条** この要領は、農林航空防除事業の実施体に対し補助金を交付することにより関係団体との連携を強化し、効果的かつ経済的に農作物病虫害防除の実施体制を確保することを目的とする。

(交付対象)

**第2条** 組合等の区域内において、以下に掲げる作物を対象として、農林航空防除（無人ヘリコプターによるものを含む）による共同防除を実施した実施団体とする。

- (1) 水稲
- (2) 麦
- (3) 大豆

(交付の額)

**第3条** 交付の額は、農林航空防除を実施した面積に、次に掲げる単価を乗じて得た金額を限度とする。

- (1) 水稲 1 ha 当り 300 円
- (2) 麦・大豆
  - ア 有人ヘリコプターによるもの 1 ha 当り 700 円
  - イ 無人ヘリコプターによるもの 1 ha 当り 100 円

(交付手続き)

**第4条** 実施団体は、管理者の指定する日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 管理者は、農林航空防除実施面積確認書等により実施面積を確認し、交付申請書(様式第1号)の額が適正であると認めるときは、茨城県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の共同防除促進事業補助金交付要領第4条第3項の規定に基づき、交付申請をするものとする。

(交付の時期)

**第5条** 管理者は、連合会より補助金の交付を受けたときは、速やかに、実施団体に対して補助金を交付するものとする。

**付 則**

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**付 則**

- 2 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**付 則**

- 3 この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。